

## 住民監査請求「陳述」

大阪市役所正面玄関に「大阪市廃止・特別区設置住民投票」の大きな垂れ幕が掲げられている。昨日 14 日午後、住民投票の違法性を問う住民監査請求「陳述」が 4 階の行政委員会委員会議室で行われた。

写真は「陳述」前に知人が撮ってくれたものだ。キンチョーした感じの私。10 数名の方に傍聴に来てもらい、4 人の監査委員の前で、請求人 2 人が「陳述」した。監査委員から質問が 1 件あった。

このあと「請求内容に係る職員から意見を聞く機会」があり、副首都推進局の手向局長らが「反論」などをした。副首都推進局は 5 階にあるが、「密」を避けるということで、オンラインでの「やりとり」に。これが機器の不調で中断ばかりで聞きとりにくい始末。顔の見える形で対決したかった。手向「反論」については、じっくり吟味して、副首都推進局に手向っていきたい。

とりあえず、私の「陳述」の冒頭部分を紹介しておく。

監査請求人の山田明です。これから陳述する 2 人は、大阪府市「法定協議会」を毎回傍聴してきました。大阪市廃止と特別区設置について検討を進めるなかで、「特別区設置協定書」に法的な問題点があることに気づき、傍聴仲間と協定書案を採決しないよう市会・府議会に「陳情書」を提出しました。

9 月 3 日、臨時大阪市会で「協定書案」が可決され、同時に特別区設置の住民投票等にかかる予算 10 億 7183 万 4000 円が承認されました。コロナ禍できわめて制約された中で強行する違法な「協定書」の是非を問う住民投票は、市民の理解を促進できません。それで 9 月 7 日に住民投票費用 8 億 1277 万 7000 円の執行停止を求める住民監査請求を行うことにしました。

9 月 30 日付の補正通知を受け、短期間に作業を行い、10 月 6 日に監査委員あてに、4000 字近い「補正書」を提出しました。翌 7 日に監査請求が正式に受理され、今日の「陳述」に至りました。まずは、こうして「陳述」の機会を与えられたことを、監査委員の皆さまに感謝します。

これから監査請求書の監査請求の理由 1 と 2 に分けて、10 月 6 日提出「補正書」の内容を含めて陳述していきます。

\*理由 1 は「特別区設置協定書」は違法、2 は住民の理解が促進できない住民投票は違法である。



(2020 年 10 月 15 日)